

答 申

1 審査会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、平成25年8月12日25港627号で行った公文書非開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 異議申立てに係る対象文書の開示決定状況

(1) 異議申立てに係る対象文書の内容

異議申立てに係る対象文書（以下「本件文書」という。）は、実施機関が社会資本整備総合交付金等（以下「交付金等」という。）の精算のために国土交通省に提示した、小倉海岸大浜地区及び吉田地区海岸の堤防等（以下「本件堤防等」という。）に関する次の完成図面である。

ア 大浜地区海岸（海側）の裏法面^{のり}約0.5kmの整備施工完成図面（以下「本件文書1」という。）

イ 大浜地区海岸（川側）約1.5kmの堤防高を嵩^{かさ}上げした工事の整備施工完成図面（以下「本件文書2」という。）

ウ 吉田地区海岸における堤防に係る平成22年度から平成25年7月までの全施工完成図面（以下「本件文書3」という。）

(2) 開示決定状況

実施機関は、本件文書について作成も取得もしておらず、存在しないとして、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第11条第2項の規定により本件決定を行った。

3 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての経過

ア 平成25年7月24日付けで、異議申立人は、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定に基づき、本件文書の開示請求を行った。

イ 平成25年8月12日付けで、実施機関は本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

ウ 平成25年8月28日付けで、異議申立人は、本件決定を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 異議申立人の主張要旨

異議申立書及び意見書における異議申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

- (1) 北九州市民の安全を確保するために非開示決定は承認できない。
- (2) 大浜堤防海側裏法面^{のり}に関しては、県港湾課発行の整備完成図面で約500mに及ぶ整備完成が確認されている。はっきり存在する完成図面を、作成していないとは言わせない。
 - ア 県はとっくの昔に堤防裏法面完成図面をこしらえている。この完成図で整備資金を受けていながら堤防に費消せず県が整備費を横領した結果で、裏法保護^{のり}がないのである。

大浜堤防海側裏法^{のり}は完成図では全面張コンクリートが張り巡らされ法尻^{のり}も設置されているが、現地にあるものは大藪だけだ。消えた整備費は幾らでありどこの誰へ消えたのか。明確に開示せよ。
 - イ 全ての堤防に存在する傾斜がある裏法面^{のり}に張コンクリートで完全保護したとする完成図面を県がこしらえていながら、現地での整備工事をせずに放置し続けた結果で、裏法面^{のり}はあるが保護装置がないのである。だから加害者の港湾課にとっては堤防だと言うことができないのだ。
 - ウ 現在北九州市の公園構想と調整中だというのが、市は県との堤防境界ラインには立ち入らず無関係だと言っている。本件で県と市の会合の継続は既がない。早急な再整備の工程の提示を求める。
 - エ 県が発行した堤防全図は公文書であり、責任は県にあり、こんな野放図な堤防全集をこしらえるとはあまりにも無責任に過ぎている。
- (3) 川側約1.5kmについても県港湾課発行の整備完成図面でそれまで老齢で貧弱であったTP+5.4mの表法面^{のり}をTP+6.2mに嵩上げ^{かさ}をし、完成したとして報告されている。堤防整備完成図を今更作っていないとは言わせない。
 - ア 平成22年になって北九州市は、6号道路を堤防から隔離するに当たって、北九州県土整備事務所へ堤防の安全を照会し、整備完成済みを確認している。完成図面が存在しできていたものが全くない。完成のために使った資金はどこに消えたかということになるのは当然だ。
 - イ 川側嵩上げ^{かさ}設計図面と工事完成の工程を早急に提示せよ。
- (4) 吉田堤防における完成図面は、「まだ未着工だから未施工であり、今後の工程を含めて開示する」とすれば済んだこと。にもかかわらず、開示ができない、開示請求を取り消せではそこに一体何が隠されているのかということにしかならない。
 - ア 吉田堤防表法面^{のり}は既に県が決定しているTP+6.2mで行くべきだ。予算も5億円であるはず。対岸の大浜川側表法^{のり}と対で同時に完成させるべきだ。全工程を示せ。
 - イ 吉田堤防表法面^{のり}1.2kmの改修費は県が国から平成24年完成分はまだ回収していないと言ったと思うが、平成22・23年度完成分についてはどうなのか。平成23・

- 24年度にそれぞれ出来高と思われる工事費が既に回収されていると想定している。
- (5) 曾根堤防に都市計画道路6号線を腹付けして、湾岸堤防を構築する構想を実現するには、大浜堤防海側裏^{のり}法面整備だけである。早急に北九州市と堤・道合体整備の歩を進めて欲しい。
- (6) 過去にばらまいた曾根堤防整備資金は全て回収し、曾根堤防再生のために費消せよ。
- (7) 未施工・未整備の各所が整備され次第、曾根堤防の管理は全て北九州市へ移管すべきである。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由は、次のとおりである。

(1) 本件文書の存否について

ア 本件文書1について

大浜地区海岸海側に整備済みの海岸保全施設は、護岸及び現在地元自治体と協議中のため、裏^{のり}法面の被覆を行っていない堤防のみであり、堤防の裏^{のり}法部分については未着工のため、裏^{のり}法面の完成図面は作成も取得もしていない。

異議申立人が根拠とした資料は、福岡県海岸協会が平成20年に発行した「福岡県の海岸」で、関係市町の職員向けに、手早く海岸の状況(事業経緯や位置)を理解させることを目的として作成されたものであり、その全てに完成図面が使われているわけではなく、本堤防部分を含め、一部には計画図面が含まれている。

イ 本件文書2について

異議申立人は、大浜地区海岸川側の海岸保全施設が5.4mから6.2mに嵩^{かさ}上げが行われたものと判断しているが、そのような事実はないことから、嵩^{かさ}上げされた完成図面は作成も取得もしていない。

この事実は、異議申立人が根拠とした上述の「福岡県の海岸」からも明らかである。

ウ 本件文書3について

吉田地区海岸に係る交付金事業は、平成22年度から平成24年度まで完了しているが、いずれも国土交通省による現地調査の対象となっておらず、現在に至るまで精算のために国土交通省から完成図面の提示を求められていないため、不存在決定を行った。

(2) その他

異議申立人からは、過去に今回の3堤防を含む海岸図面に関する開示請求を受けたほか、海岸整備に対する意見や質問を何度も受けた。

開示請求には、県が保有する完成図面を残らず全て開示する決定を行っている。

6 審査会の判断

(1) 海岸保全施設整備事業について

ア 海岸保全施設について

海岸保全施設とは、海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第1項に基づく施設であり、堤防、突堤その他海水の侵入又は海水による浸食を防止することを目的として設置される。

実施機関は、海岸保全施設の設置及び管理を行う必要があると認めるときは、海岸法第3条の規定により、海水又は地盤の変動による被害から防護すべき海岸に係る一定の区域（以下「海岸保全区域」という。）を指定して行うこととされている。

イ 本件堤防等について

(ア) 本件堤防等は、実施機関が昭和33年3月に指定した海岸保全区域内に存在し、曾根干潟の保全に十分配慮しながら、高潮等による被害からの防護機能を確保するため、堤防及び護岸の改良・補修等が進められている。

(イ) 海岸保全施設の一つである堤防及び護岸は、ともに海岸線付近に設置される共通点がある一方、堤防が現地盤に盛土等を施して山形（台形状）に嵩上げした構造物として、天端と呼ばれる頂上部分から基部にかけて、法と呼ばれる傾斜を前後（海岸側を表法、陸地側を裏法という。）に持つのに対し、護岸は、海岸と背後地との標高の関係で、現地盤の嵩上げを伴わず、海岸に面する地盤部分を直接、コンクリート等で被覆し、裏法を伴わない構造形状上の違いを有する。

ウ 海岸保全施設整備事業について

(ア) 海岸保全施設整備事業とは、津波、高潮、波浪等の海水による災害又は波浪による海岸の浸食等自然災害の被害から海岸及びその背後地を防護するための工事等を実施するとともに、海岸環境を整備し、海浜利用の推進を図ることを目的としている。このうち、海岸保全施設の整備については、社会資本整備総合交付金交付要綱等に基づき、実施機関が管理する海岸保全施設の新設又は改良に関する工事等に要する経費について、国土交通大臣が補助対象経費の2分の1を限度として実施機関に対し交付金等を交付することができるとされる。

(イ) 交付に当たり、国土交通大臣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第15条の規定に基づき、実施機関から提出された同法第14条に定める実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果等を調査することとされている。

(ウ) なお、平成13年度予算以降に行われる交付金等の交付に関する事務については、「国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件」（平成13年5月8日国土交通省告示第853号）により、地方整備局長等に委任されている。

(2) 本件文書の性格及び内容について

ア 本件文書1について

本件文書1は、実施機関が交付金等の精算のために国土交通省に提示した大浜地区海岸（海側）の海岸保全施設（以下「本件保全施設1」という。）の裏法面^{のり}約0.5kmの完成図面である。

イ 本件文書2について

本件文書2は、実施機関が交付金等の精算のために国土交通省に提示した大浜地区海岸（川側）における海岸保全施設（以下「本件保全施設2」という。）約1.5kmの堤防高を6.2mに嵩^{かさ}上げた工事の完成図面である。

ウ 本件文書3について

本件文書3は、実施機関が交付金等の精算のために国土交通省に提示した吉田地区海岸における海岸保全施設（以下「本件保全施設3」という。）の平成22年度から平成25年7月までの完成図面である。

(3) 本件文書1の存否について

異議申立人は、大浜地区海岸（海側）の堤防の裏法^{のり}は、完成図面では全面張コンクリートが張り巡らされ、法尻^{のり}も設置されていると主張しているのに対し、実施機関は、同所で裏法面の整備が行われた海岸保全施設はないことから、本件文書1について作成も取得もしておらず、存在しないと説明している。

当審査会が、実施機関（県土整備部港湾課及び大浜地区海岸を管轄する北九州県土整備事務所）の執務室に赴き、本件保全施設1に係る公文書ファイルを見分したところ、異議申立人が整備完成図面と主張する「福岡県の海岸」に掲載された堤防高6.2mの断面図は、本件保全施設1用に複数作成された計画図面の一つに過ぎず、異議申立人が存在を主張する海岸保全施設の完成図面は、存在しないことが確認された。

また、当審査会が、本件保全施設1を現地確認したところ、同施設は、護岸及び裏法面^{のり}の被覆が行われていない堤防であった。

したがって、大浜地区海岸（海側）において裏法面^{のり}の整備が行われた海岸保全施設はないとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

さらに、当審査会が「福岡県の海岸」の発行元である福岡県海岸協会に確認したところ、同書は、実施機関の協力を得て、平成18年に刊行した組織内部向けの冊子であり、会員の理解促進を主目的としていることから、図面や画像を数多く掲載するために、刊行当時実施機関が管理していた図面や画像を完成図面か否か等にこだわらず掲載したもので、本件保全施設1の図面について、それが完成図面である保証はないとのことであった。

以上のことから、実施機関が本件文書1について、不存在を理由に非開示とする決定を行ったことは、妥当である。

(4) 本件文書2の存否について

異議申立人は、本件保全施設2は、実施機関発行の整備完成図面で、5.4mの表法面^{のり}を6.2mに嵩^{かさ}上げをし、完成したとして報告されていると主張しているのに対し、実施機関は、同施設の堤防高を6.2mに嵩^{かさ}上げた事実はないため、本件文書2について作成も取得もしておらず、存在しないと説明している。

当審査会が、実施機関（県土整備部港湾課及び大浜地区海岸を管轄する北九州県土整備事務所）の執務室に赴き、本件保全施設2に係る公文書ファイルを見分したところ、異議申立人が存在を主張する6.2mに嵩^{かさ}上げされた海岸保全施設の完成図面は存在しなかった。

また、当審査会が、実施機関が平成25年度に行った本件保全施設2の堤防高に関する測量の結果報告書を確認したところ、同施設の堤防高は、異議申立人が整備完成図面と主張する「福岡県の海岸」に掲載された平面図及び断面図どおり、最も高い箇所^{のり}で5.467mであった。

したがって、本件保全施設2の堤防高を6.2mに嵩^{かさ}上げた事実はないとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

以上のことから、実施機関が本件文書2について、不存在を理由に非開示とする決定を行ったことは、妥当である。

(5) 本件文書3の存否について

異議申立人は、本件保全施設3について、まだ未着工だから未施工であり、今後の工程を含めて開示するとすれば済んだと主張しているのに対し、実施機関は、交付金等の精算のために国土交通省に完成図面を提示した事実はないとして、本件文書3について、作成も取得もしておらず、存在しないため非開示としている。

国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年12月21日総理府・建設省令第9号）第9条によると、補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、適正化法第14条に定める実績報告書に、補助金等精算調書、補助金等受入調書、残存物件調書その他参考となるべき資料を添え、国土交通大臣に提出することとされており、また、水管理・国土保全局所管国庫補助事業（災害復旧事業を除く。）の実績報告について（平成24年3月15日国水総第482号）において、事業費精算総括表及び雑収入調書等の添付書類及びその様式が定められている。

当審査会が国土交通省九州地方整備局に確認したところ、適正化法第15条に基づく実績報告書の審査の過程で、不明な点や疑義等がある場合、補助事業者等に対して電話等による内容の確認や説明を求め、又は必要に応じて理由書等の補足資料を提出させることはあっても、図面の提出まで求めることはなく、また、現地調査を実施する場合以外に完成図面の提示を受けることはないとのことであった。

そして、平成22年度以降の本件保全施設3に係る交付金等の実績報告書の調査では、

実績報告書の内容を総合的に判断した結果、その報告に係る補助事業等の成果が交付金等の交付決定の内容及びこれに関する条件に適合すると認められたことから、図面の提出は求めず、また、現地調査を行う必要もないと判断したとのことであった。

したがって、国土交通省に完成図面を提示した事実はないとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

以上のことから、実施機関が本件文書3について、不存在を理由に非開示とする決定を行ったことは、妥当である。

(6) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会は、実施機関の行った公文書の開示決定等の妥当性について判断する機関であるため、当該主張は当審査会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。